

佐倉市志津中継ポンプ場耐震補強工事(土木・建築)

の一般競争入札の実施について

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年 2月26日

公益財団法人 千葉県下水道公社
理事長 澤 宏 幸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 佐倉市志津中継ポンプ場耐震補強工事(土木・建築)
(2) 工事場所 佐倉市ユーカリが丘1丁目1-33
(3) 工事期限 令和9年 1月29日

(4) 工事の概要

ア 工事目的

佐倉市志津中継ポンプ場の耐震補強工事を行う。

イ 規模等

佐倉市志津中継ポンプ場耐震補強工事(土木・建築)：1式

【土木工事】

① 志津中継ポンプ場耐震補強工事(土木)

- ・あと施工せん断補強工 967本
- ・コンクリート増打ち工 27 m³

② 志津中継ポンプ場水路2系統化工事(土木)

- ・仕切り壁設置工 1式
- ・支障物撤去復旧工 1式

【建築工事】

- ・出入口扉付電動式シャッター撤去・設置 1箇所
- ・耐震壁新設 1式
- ・あと施工耐震スリット L=2.8m
- ・支障物撤去復旧工 1式

ウ 概要図

別に配付する工事概要図(平面図等を含む。)のとおりである。

(5) 予定価格

落札決定後公表とする。

(6) 入札方式

本工事は、「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出時に、「技術資料」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。

(7) その他

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づ

き、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における土木一式工事に登載されている者のうち、建設業法に定める土木工事業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領又は佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の日までの間、受けていない者。
- (2) 資格者名簿における土木一式工事の格付がA等級である者。
- (3) 県内に本店がある者。
- (4) 建設業法第26条に規定された主任技術者（又は監理技術者）で1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者を本工事に配置できる者。
- (5) 過去15年間（入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成22年4月1日～令和8年2月26日まで）に、本工事と同種工事（耐震化工事をいう。）を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）として施工した実績がある者。
ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績のある者。
- (6) 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することができない。
- (7) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。

ア この工事に係る設計業務等の受託者

商号 セントラルコンサルタント株式会社

所在地 東京都中央区晴海二丁目5番24号

イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

- (8) 公益財団法人千葉県下水道公社財務規程第67条の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ア 評価方法を特別簡易型（B）とする。
- イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を15点とする。
- ウ 「加算点」の算出方法は、下表（2）の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に15点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
- エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価する。	2点	国・県等・千葉県下水道公社・佐倉市の実績あり	2点
		市町村等（佐倉市を除く）の実績あり	1点
		その他工事の実績又は実績なし	0点
イ 工事成績評定 ・千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事（土木一式）における工事成績評定点の平均値により評価する。 ・対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	6点 ～ -4点	80点以上	6点
		80点未満77.5点以上	5点
		77.5点未満75点以上	4点
		75点未満72.5点以上	3点
		72.5点未満70点以上	2点
		70点未満65点以上	0点
ウ 優良工事表彰対象工事 ・過去2か年度間の土木一式工事における千葉県の優良工事表彰対象工事又は佐倉市優良建設業者の表彰工事を評価する。	2点	優良工事表彰対象工事又は優良建設業者の表彰工事あり	2点
		なし	0点
エ 難工事表彰 ・過去2か年度間の土木一式工事における千葉県の難工事表彰を評価する	1点	表彰あり	1点
		なし	0点
オ 登録基幹技能者の配置 ・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 ・評価対象者は、元請又は1次下請企業	1点	配置あり	1点
		なし	0点

の技能者 (元請の監理(主任)技能者を除く)			
カ 不誠実な行為 ・千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事における過去の不誠実な行為の有無。	0点 ～ -4点	なし	0点
		過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	-2点
		過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	-4点
キ 地域精通度 ・過去10年間の佐倉市内での施工実績により評価	2点	国・県等・千葉県下水道公社・佐倉市の実績あり	2点
		市町村等(佐倉市を除く)の実績あり	1点
		その他工事の実績又は実績なし	0点
ク 災害協定締結の有無 ・協定(「災害時における応急対策の活動協力に関する協定書」(佐倉市建設業防災協会他)又は「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」(県建設協))の締結を評価	3点	佐倉市との協定の締結あり	3点
		千葉県印旛土木事務所との細目協定の締結あり	2点
		なし	0点
ケ 営業拠点 ・佐倉市内の本店有無を評価する。	2点	佐倉市内に本店あり	2点
		なし	0点
コ 地域特有貢献 ・千葉県又は佐倉市が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績、千葉県内在住の障害者雇用実績、千葉県内在住の高年齢者雇用実績、千葉県内在住の女性雇用実績	1点	いずれか1件に該当	1点
		該当なし	0点

イ 価格以外の評価項目における同種工事に該当する工事

- ・ 企業の施工実績に求める同種工事とは、あと施工アンカー工法による耐震化工事を元請けとして施工した工事をいう。

ウ 各項目の評価対象期間

- ・ 企業の施工実績、地域精通度
過去10年間の同種工事の実績及び当該管内での工事施工実績は、入札公告の日の属する年度を除く、10か年度間及び当該年度の入札公告の前日までを加えた期間(平成27年4月1日～令和8年2月25日)に完成した工事を評価する。
- ・ 工事成績評定
工事成績の平均点の評価対象とする工事は、以下の工事を対象とする。

- 1 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）に完成した千葉県及び千葉県下水道公社発注の総合評価方式で落札した「工種：土木一式」の工事成績を評価の対象とする。
- 2 ただし、上記1に該当する工事が無い場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）に完成した千葉県及び千葉県下水道公社発注の「工種：土木一式」全ての工事成績を評価の対象とする。
- 3 ただし、上記2に該当する工事が無い場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に完成した千葉県及び千葉県下水道公社発注の「工種：土木一式」全ての工事成績を評価の対象とする。

- ・ 優良工事表彰対象工事

過去2か年度間の千葉県の優良工事表彰対象工事は、令和5年度（令和4年度完成工事）及び令和6年度（令和5年度完成工事）の当該工種において、千葉県優良建設工事表彰要綱第2（1）～（5）＜1＞の全てに該当する優れた工事をいう。

過去2か年度間の佐倉市の表彰工事は、令和5年度（令和4年度完成工事）及び令和6年度（令和5年度完成工事）の当該工種において、佐倉市優良建設業者の表彰に関する要領の全てに該当する優れた工事をいう。

- ・ 難工事表彰

過去2か年度間の難工事表彰とは、令和6年度表彰の当該工種において、千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく表彰に該当する工事をいう。

- ・ 不誠実な行為

千葉県及び千葉県下水道公社所掌工事における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「過去2年間に指名停止あり」については指名停止期間（令和6年2月26日～令和8年2月25日）にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く）

不誠実な行為による「過去1年間に文書注意あり」については文書注意日（令和7年2月26日～令和8年2月25日）にかかるものを減点の対象とする。（事故に関するものは除く）

- ・ 災害活動実績

過去2年間の災害活動実績は、入札公告の日の属する年度を除く、2か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間（令和5年4月1日～令和8年2月25日）に当該管内における災害発生時に実施した応急措置又は応急復旧工事の実績を評価する。

エ 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。

（3）評価内容の担保

「オ 登録基幹技能者の配置」について、履行状況の確認を行う。

受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として**3点**減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

（4）難工事表彰

過去2か年度間の難工事表彰とは、令和6年度表彰の当該工種において、千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく表彰に該当する工事をいう。

優良工事表彰対象工事で評価された場合、難工事表彰は評価対象外とする。

- (5) 上記に定めのない事項については、別に配布する「総合評価方式の型式別評価項目及び評価基準の詳細説明書」等に基づき行うものとする。

4 入札執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、低入札価格調査の結果により有効な入札がなくなった場合は入札を取り止めることとする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行うこととし、この場合は、別途文書により通知する。なお、再度入札の回数は2回とし、再度入札においても内訳書の提出を必要とする。

- (1) 入札の場所 千葉県美浜区磯辺8-24-1
公益財団法人千葉県下水道公社2階第一会議室(花見川終末処理場管理棟2階)
- (2) 入札の日時(第1回目)
令和8年3月31日(火) 午前10時00分から
郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

5 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、別に配布する(下記7(5)と併せて配布する。)一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

- (1) 資格確認資料の提出期間等
- ア 期間 令和8年3月12日(木)から令和8年3月16日(月)まで
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)
- イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ 場所 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課
住所 千葉県美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631
- エ 提出部数 2部
- (2) 資格確認資料の様式
公告日より、上記ウの場所で設計図書等と併せて電子データで配布する様式を用いる。
- (3) 入札参加資格の確認結果通知
令和8年3月19日(木)に、郵便をもって通知する。

6 技術資料の提出

本工事の入札参加を希望する者は、別に配布する技術資料を、提出しなければならない。

なお、提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

- (1) 提出期間等

- ア 期間 令和8年3月12日（木）から令和8年3月16日（月）まで
（土曜日、日曜日等の休日を除く。）
- イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ 場所 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課
住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631
- エ 提出部数 2部

(2) 技術資料の様式

公告日より、上記ウの場所で設計図書等と併せて電子データで配布する様式を用いる。

(3) 資料提出の事前申し込み

「5 入札参加資格の確認等」及び「6 技術資料の提出」に係る資料の提出は、原則として電話により下記まで事前に申し込みを行うものとする。

なお、応募が殺到した場合は、提出日時が希望に沿えない場合もある。

- ア 期間 令和8年2月26日（木）から令和8年3月13日（金）まで
（土曜日、日曜日等の休日を除く。）
- イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ 場所 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課 電話 043(278)1631

7 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧及び無償配布を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月30日（月）まで
（土曜日、日曜日等の休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

公益財団法人千葉県下水道公社 総務課
住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1
電話 043(278)1631

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。
希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配布

希望者に、次により設計図書等を無償で配布する。

ただし、希望者に対しては、公社が契約するクラウドサービス（以下クラウド）又は記録媒体（CD-R等）により配布する。クラウド経由での配布希望者は、電子メールにより、下記のアのアドレスに送り下さい。申込確認後、ダウンロードリンクを明記した電子メールを返信する。CD-Rでの配布希望者は、入力済みCD-Rと交換するので、未記入のCD-Rを持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

ア 連絡先及び配布場所

公益財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 郵便番号 261-0012 千葉市美浜区磯辺 8-24-1

電話 043(278)1631 FAX番号 043(277)9657

E-mail kousya@chiba-gesui.or.jp

イ 申込方法

希望者は、令和8年2月26日（木）から令和8年3月27日（金）までに、電話又はファクシミリ（会社名、住所、電話番号、担当者名、工事名及び配布方法を連絡すること。）により申し込むこと（土曜日、日曜日等の休日を除く。）

また、一度申し込んだものをキャンセルする場合も申込期間内に連絡すること。

ウ 配布期間 令和8年2月26日（木）から令和8年3月30日（月）まで
（土曜日、日曜日等の休日を除く。）

エ 配布時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等と併せて配布する指定の様式にて公益財団法人千葉県下水道公社理事長あてに書面及びその電子媒体（記録媒体（CD-R等））を、次のとおり提出すること。

ア 提出方法 書面（指定様式）及びその電子媒体（記録媒体（CD-R等））を持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）によるものとし、電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

なお、電子媒体のファイル形式は、Microsoft Excel とする。

イ 提出期限 令和8年3月17日（火）午後5時まで

ウ 時 間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

エ 提出先 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 郵便番号 261-0012 千葉市美浜区磯辺 8-24-1

電話 043(278)1631

オ 回答方法 令和8年3月23日（月）までに文書で回答する。

8 入札保証金 免除

9 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、誓約書及び委任状は、入札約款で定める様式を用いて、工事箇所及び工事名をこの公

告の記載に従い記入すること。

- (3) 入札者が、代理人である場合においても、誓約書及び入札書には、代表者印を押すこと。
- (4) 誓約書及び代理人が入札を行う場合に委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では修正できない。
- (5) 公益財団法人千葉県下水道公社理事長あてに年間委任状（公社様式）が提出されている場合は、その写しを提出すること。
- (6) 入札に際し、当該工事の入札参加資格確認結果通知の写しを提出すること。
- (7) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）により提出すること。

1.1 工事費内訳書の提出

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。また、再入札を行う場合も、再入札の金額に応じた工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、入札書提出時に持参により入札書と併せて提出するものとする。
- (3) 工事費内訳書は、「公益財団法人千葉県下水道公社発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（平成27年4月1日制定）（以下、「取扱要領」という。）によるものとする。
- (4) 取扱要領第5条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

1.2 調査基準価格

- (1) 本案件は低入札価格調査制度が適用される工事である。よって、調査基準価格を設定する。
- (2) 当該調査基準価格の設定については、建設工事低入札価格調査実施要領第4条（平成18年6月1日制定）の規定を適用する。
- (3) 調査基準価格の算出方法については、設計図書等と併せて配付する「調査基準価格の設定について」に基づくものである。

1.3 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高いもの（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (1) 入札価格が、千葉県下水道公社財務規程第74条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

1.4 低入札価格調査

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定の通知をする。
- (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者から書類の提出の指示があったときは、開札日の翌日から起算して5日以内（この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された当該書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならず、規定の期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査の結果、「価格失格判定基準」又は「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。
- (6) 価格失格判定基準の算出方法については、設計図書等と併せて配付する「価格失格判定基準について」に基づくものであること。

1.5 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。
- (2) 技術資料を提出する際に、以下に該当した者は、入札を無効とするので留意すること。

ア 提出の際に、技術資料とともに、工事費内訳書を同封し、提出した者

1.6 配置予定主任（監理）技術者の確認

- (1) 本工事に入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。

また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。

なお、複数の配置予定技術者を申請する場合は、申請する全ての者について2（4）の基準を満たしていること。
- (2) 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。

ア 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。

オ 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。

カ 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(3) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

1.7 苦情等の申立て

(1) 本工事の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日以内(休日を除く。)(令和8年3月30日(月)まで)に、書面により公益財団法人千葉県下水道公社理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内(休日を除く。)に書面で回答する。

(2) 総合評価方式による入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により公益財団法人千葉県下水道公社理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から5日以内(休日を除く。)に書面で回答する。

1.8 その他

(1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。

(2) 現場説明会は、実施しない。

(3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(4) 提出された資格確認資料及び技術資料は、提出時に1部を返却し、残部については返却しない。なお、公表し、また無断で使用することはしない。

(5) 工期は、事情により変更することがある。

(6) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。

(7) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。

なお、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったとき

等は、入札参加資格の確認結果通知前においては、直ちに申請書の取下げを行い、入札参加資格の確認結果通知後においては、入札してはならない。

これらの行為を行わなかった場合においては、指名停止措置を行うことがある。

- (8) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、千葉県及び公益財団法人千葉県下水道公社が発注し、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、主任（監理）技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。
 - ア 65点未満の工事成績評定を受けている者
 - イ 発注者から工事完成検査等において修補（軽微な手直しは除く。）の必要があると認められた者
 - ウ 発注者から、工事目的物の全部又は一部の引渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）に起因し工事請負契約に基づく修補（軽微な手直し等を除く。）若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求又は損害賠償を請求された者
 - エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者
 - オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
- (11) 落札者は建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、公益財団法人千葉県下水道公社理事長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1.9 問い合わせ先

公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

電話 043(278)1631